

# 伊豆市総合計画条例

平成26年3月28日  
伊豆市条例第9号

## (目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の定義、位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における将来像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

## (総合計画の策定と位置付け)

第3条 市長は、市の最上位計画として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

- 2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じなければならない。

## (総合計画審議会)

第4条 市長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、伊豆市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。
- 3 審議会の組織その他必要な事項は、規則で定める。

## (議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

## (総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

## (総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (伊豆市総合計画審議会条例の廃止)

- 2 伊豆市総合計画審議会条例（平成16年条例第20号）は、廃止する。